諮問番号：令和元年度諮問第３１号

答申番号：令和元年度答申第４０号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年８月３１日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

障害基礎年金の障害等級が２級から３級に下がったことにより、障害者加算が削除されたことは、「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」（平成７年９月２７日社援保第２１８号厚生省社会・援護局保護課長通知。以下「平成７年課長通知」という。）及び「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」（昭和４０年５月１４日社保第２８４号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和４０年課長通知」という。）に鑑みて不当である。

昭和４０年課長通知の３「受給手続中」の者及び平成７年課長通知の１（２）「年金の裁定が却下された」という文言は、双方ともあくまでも新規に障害基礎年金を申請した場合であるというのが処分庁の解釈であったが、年金の「受給手続中」というのは再申請も含むはずであり、裁定の却下という年金の障害等級が下がったことも、一つの裁定の形である。そこで、再申請から裁定の結果が出るまでは当然、障害者加算は継続されるべきだと考える。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　　本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）審査請求人の障害者加算の障害の程度の判定について

審査請求人は、障害基礎年金の障害等級が下がったことで年金が支給されなくなったことは申請を却下されたことと同じであり、再申請から裁定の結果が出るまでは、精神障害者保健福祉手帳の障害等級（２級）により支給要件は満たしており、障害者加算は継続されるべきであると主張している。

しかしながら、精神障害者保健福祉手帳により障害者加算の障害の程度の判定を行うことができるのは、昭和４０年課長通知の３並びに平成７年課長通知の１（１）及び１（２）に照らすと、国民年金証書等により行うことができない場合に限ると解するのが相当である。

審査請求人は、障害基礎年金の障害等級が３級の状態に該当することを理由として年金の支給を停止されたものであるから、障害基礎年金の障害等級（３級）をもって、障害者加算の支給要件に該当しなくなったと判断すべきであり、審査請求人の主張を採用することはできない。

（２）障害者加算認定の削除について

本件についてみると、障害基礎年金の障害等級が３級の状態に該当し、障害者加算の支給要件を満たさなくなったことが、平成２９年８月４日付けの国民年金・厚生年金保険支給額変更通知書により判明したことから、処分庁は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第７の２（２）エに基づき、判明月の翌月である同年９月分の保護費から障害者加算の認定を削除する本件処分を行ったものと認められ、違法又は不当な点は見当たらない。

（３）まとめ

以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

（４）上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和元年１１月１８日　　　諮問書の受領

令和元年１１月２０日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１２月４日

口頭意見陳述申立期限：１２月４日

令和元年１２月２６日　　　第１回審議

令和２年　１月　９日　　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により、「（前略）この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第８条は、基準及び程度の原則を定め、同条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。そして、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は、保護基準を定めている。

（３）生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号）の別表第１の第２章の２（２）は、「障害者加算は、次に掲げる者について行う。」とし、次に掲げる者として、「ア　身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号の身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の１級若しくは２級又は国民年金法施行令（昭和３４年政令第１８４号）別表に定める１級のいずれかに該当する障害のある者（後略）」と「イ　障害等級表の３級又は国民年金法施行令別表に定める２級のいずれかに該当する障害のある者（中略）。ただし、アに該当する者を除く。」を定めている。

（４）「生活保護法による保護の実施要領について」（局長通知）の第７の２（２）エは、障害者加算の取扱いについて、「（ア）障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」、「（イ）身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」、「（ウ）保護受給中の者について、月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行なうこと。（後略）」と定めている。

なお、局長通知は、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である。

（５）「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」（昭和４０年課長通知）の３は、「要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、（中略）医師の診断により認定を行うこと。ただし、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後１年６月を経過しているものについては、医師の診断に代えて当該手帳により認定を行って差し支えないこと。（後略）」と定めている。

（６）「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」（平成７年課長通知）の１（１）は、「障害の程度の判定は原則として障害基礎年金（以下「年金」という。）に係る国民年金証書により行うが、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後１年６月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。」と定めており、１（２）は、「年金の裁定が却下された後、手帳の交付又は更新を受けた者については、年金の裁定の再申請を指示するとともに、再申請に係る年金の裁定が行われるまでの間は、当該手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度の判定を行うことができるものとしたこと。」と定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２７年９月１１日付けで、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。

（２）平成２９年８月４日付けの国民年金・厚生年金保険支給額変更通知書によれば、審査請求人の障害の程度が障害厚生年金法施行令に定める障害等級の３級の状態に該当したとして、同年６月分から障害基礎年金の支給が停止されたことが確認できる。同月１５日のケース記録票によれば、処分庁は、同日に、審査請求人から当該通知書に係る報告を受け、審査請求人に対し、障害基礎年金（２級）の収入認定を削除し、併せて障害者加算も７月分から削除することを伝えたことが確認できる。

（３）平成２９年８月１６日のケース記録票によれば、同日に審査請求人は処分庁を訪れ、７月分及び８月分の障害者加算が削除されたことで８月分の生活費が足りず、生活できないので、保護費を立替えてほしいと申し出た。処分庁はこれに対し、いくら生活費が足りないのか、計算して明細を出すように審査請求人に伝えた。

（４）平成２９年８月１８日のケース記録票によれば、同日に審査請求人は処分庁を訪れ、約３５，０００円についての立替え払いの依頼をしたことが確認できる。処分庁はこれに対し、同月２１日付けで同年７月１日からの障害者加算削除決定を取り消し、７月分及び８月分の障害者加算合計額３５，０６０円については、法第６３条を適用し、後日費用返還を求めるものとしたことが確認できる。

（５）平成２９年８月３１日付けで、処分庁は、同年９月分の保護費から障害者加算の認定を削除する保護変更決定（本件処分）を行った。

（６）平成２９年１０月３０日のケース記録票によれば、審査請求人から精神障害者保健福祉手帳のコピーが提出され、更新の結果、障害等級が２級該当であったことを処分庁が確認している。

（７）平成２９年１１月１日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）審査請求人の障害者加算の障害の程度の判定について

ア　審査請求人は、昭和４０年課長通知の３で示される関連年金等の「受給手続中」の者には、再申請も含まれるべきであり、また、平成７年課長通知の１（２）で示される障害基礎年金の裁定の却下には、従来認定されていた障害等級と異なる等級が認定されることも含まれるので、再申請から裁定の結果が出るまでは、精神障害者保健福祉手帳の障害等級（２級）による支給要件を満たしており、障害者加算は継続されるべきであると主張している。

イ　本件についてみると、処分庁は、審査請求人の障害基礎年金の障害等級が３級であることを確認しており、既に障害者加算の適否が認定されているとして、昭和４０年課長通知の３の対象ではないと判断したものと認められる。

ウ　また、平成７年課長通知の１（２）における「年金の裁定が却下された」とは、新たに障害基礎年金の支給を請求し、却下された場合をいうのであり、本件のように、２級の状態に該当して既に受給権を得ていたものが３級の状態に該当することになったこと（１級・２級不該当）による支給停止（国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第３６条第２項）は、却下に当たらないと解するのが相当であり、障害基礎年金の裁定結果に基づき、処分庁は、障害者加算を支給しないと判断したと認められる。

エ　以上のことから、審査請求人の障害者加算の認定に係る障害の程度の判定について、処分庁は、精神障害者保健福祉手帳の障害等級によって障害者加算の適否を判定する場合には該当しないと判断したものであり、昭和４０年課長通知及び平成７年課長通知の趣旨に則ったものと認められ、審査請求人の障害基礎年金の障害等級（３級）をもって、障害者加算の支給要件に該当しなくなったとした処分庁の判断は、違法又は不当とまではいえない。

（２）障害者加算認定の削除について

障害者加算認定の削除については、障害基礎年金の障害等級が３級の状態に該当し、障害者加算の支給要件を満たさなくなったことが、平成２９年８月４日付けの国民年金・厚生年金保険支給額変更通知書により判明したことから、処分庁は、前記１（４）の規定に基づき、判明月の翌月である同年９月分の保護費から障害者加算の認定を削除する本件決定を行ったものと認められ、違法又は不当な点は認められない。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分は法令等の規定に従い行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第４部会

委員（部会長）松村　信夫

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　崇